

生徒心得

本校の生徒は、自主、創造、連帯の精神を校訓とし、常に秩序正しく、生気に満ちた学習活動を中心にして、心身ともに健全で明朗で均衡と信頼のあふれる校風をつくるよう努めたい。

1. 生活態度一般

- (1) うるわしい友情をはぐくみ、有意義な学校生活を送る。
- (2) 学習においては、家庭学習を怠ることなく授業の準備をし意欲的に学びを知る喜びを味わう。
- (3) 全職員と全生徒が挨拶を初めとして、相互に積極的にコミュニケーションをはかる。
- (4) 男女共学により、両性の相互理解・協力・敬愛を学ぶ。
- (5) 学校生活は諸規定を守ることによって、秩序や規律が保たれる。そして教師の指導や助言によって、その内容が高められる。率直な態度で指導を受ける。

2. 服 装

服装規定を守り、正しく着用することに努める。(服装規定の詳細は後出)

- (1) 清潔感のある着用を心がける。
- (2) 登下校の際は制服を着用する。
- (3) 制服は変形しない。
- (4) パーマ・染色・脱色は禁止する。
- (5) 装飾品・マニキュア・化粧なども禁止する。

3. 態度・言葉

自他の立場を忘れず、たがいに人格を尊重した態度・言葉であるように努める。

- (1) 誰に対しても、親切・温和であることが望ましい。
- (2) 教職員や友人に対し、和やかな言葉で挨拶する。
- (3) 外来者には礼を失しないよう挨拶する。
- (4) 友人に対して、粗暴な態度、言語は慎む。
- (5) 人の誹謗中傷はしない。
- (6) 暴力に訴えることは絶対に許されない。
- (7) 飲酒・喫煙は禁止。飲酒・喫煙の場に同席しない。

4. 校内の心得

学校は人格陶冶の場所であるから、何事にも誠意をもって、積極的かつ協力して助けあう。

- (1) 学校の美化に努める。
 - a 掃除は積極的かつ丁寧に行う。
 - b 建物・器具に落書、いたずらは絶対にしない。
 - c 共同で使用する場所は後始末と整頓を心がける。
- (2) 欠席・欠課・遅刻・早退はしないよう努める。始業は8時40分とする。登校は予鈴(8時35分)までにする。
- (3) 登校後は許可なくして校外に出てはならない。
- (4) 下校定刻(午後5時)を守る。
- (5) 下校定刻後、学校にとどまる必要のある生徒は、関係の先生から許可を得る。
- (6) 携帯電話は、8時35分の予鈴から終礼終了までの間は校内使用禁止とする。ただし、教職員が特別に認めた場合はこの限りではない。
- (7) 所持品には必ず自分の学年・組・番号・氏名を明記する。
- (8) 金銭の貸借しない。
- (9) 金銭・物品を校内で紛失・拾得したときは担任または係の先生に届け出る。
- (10) 下足ロッカーは施錠し、つねに整理・整頓し清潔に保つ。また他人の下足ロッカーをさわらない。
- (11) 集会や掲示は必ず係の先生を通じて学校の許可を受けなければならない。その場合、とくに諸規定や先生の指導に従う。
- (12) 休日・祝日は原則として登校しない。
- (13) 部活動は顧問の指導のもと休日活動計画を元を実施する。
- (14) 部活動等で休日に登校するときは制服を着用する。

5. 校外の心得

特に校外では自分一人の行動が、誇りある本校生徒の名誉にかかわることを自覚する。

- (1) 学校への往復に寄り道をしない。
- (2) 夜間の不必要な外出を控える。
- (3) 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願を担任に提出し、許可を得なければならない。許可のない者の自転車通学は認めない。(特に、金剛駅置き自転車を厳禁する。)
- (4) 自転車通学の許可を受けた者は、ステッカーを所定の場所に取りつける。また自転車置場に整頓して駐輪する。
- (5) 単車については、家庭においても、「免許はとらない・単車は買わない・単車に乗らない・単車に乗せてもらわない」を守る。
- (6) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ない場合は、保護者・担任とよく相談し、生徒指導部へ届け出る。

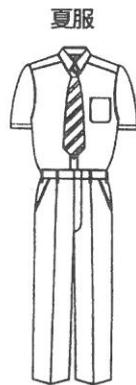
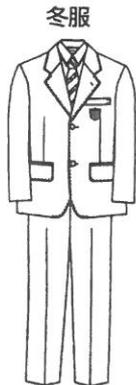
6. 相 談

- (1) 友人関係や進路などの問題で悩むことがあれば、家人や担任などの助言を受ける。
- (2) 心身上の悩みや不安ごとがあれば、相談室や保健室へ相談し助言を受ける。

7. 服装規定

(1) 制服

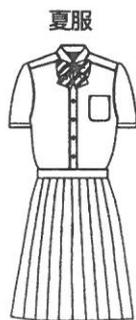
本校指定の制服（着用モデル）



ジャケット・冬スラックス・冬スカート・
長袖シャツ（白）・ネクタイ・リボン

※オプション

夏スラックス・夏スカート・半袖シャツ（白）
長袖色シャツ（サックス・ピンク）
セーター（グレー・キャメル）
ベスト（グレー・キャメル）



〔註〕制服採寸に際して、細部にわたる標準寸法を制定しているのでこれに必ず従う。

(2) 制服の着用

男女とも、年間を通じて個々の体調及び気候に合わせた本校指定の制服を着用する。

(補 足)

1. ネクタイ・リボンは、夏期（6～9月頃）については着用しなくてもよい。
2. 式典等に於いては、着用するシャツは男女とも白色とする。
3. スラックス・スカート・ネクタイ・リボンについては、男女共、モデルパターン以外の組み合わせを可とする。。

(3) その他

- a. 防寒着は華美なものとは避ける。
- b. 防寒着はジャケットの上に着用する。
- c. 手袋・マフラー・防寒着は室内では着用しない。
- d. スカートの下にジャージ・ズボンの着用を禁止する。
- e. ソックスは必ず着用する。ただし、華美なものとは避ける。タイツ等も同様とする。
- f. 上履きは、所定のスリッパを用いる。